

徳島市監査委員告示第9号

平成28年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成29年3月2日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	加村	祐	志
同	齋藤	智	彦

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

平成28年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成29年2月1日報告分）に基づく措置状況

土木部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <p>(3) 法定外公共物の占用料において、納期限までに完納されていないにもかかわらず、督促状が発行されていないものがあった。</p>	<p>(1) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、事務決裁規程第3条の2に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 今後は、税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 支出・契約事務</p> <p>(1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>(2) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p> <p>(3) 支出負担行為書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p>	<p>(1) 今後は、事務決裁規程第5条別表第2、別表第3に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、事務決裁規程第3条の2に基づき、適正に処理を行います。</p>

<p>3 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由の記載がないものがあった。</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に使用料減免の根拠法令、理由の記載がないものがあった。</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定が適正でないものがあった。</p> <p>(5) 法定外公共物の占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。</p> <p>(6) 都市下水路の占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。</p>	<p>(1) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、公有財産規則第46条第2項に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、公有財産規則第25条第1項に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、公有財産規則第25条第2項に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(4) 指摘の事案については是正します。今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第2条別表に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(5) 今後は、徳島市法定外公共物管理条例第11条に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(6) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、徳島市下水道条例第18条の3に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>(1) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、徳島市職員服務規程第11条に基づき、適正に処理を行います。</p>